

○内閣府告示第二百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに長野県北佐久郡立科町、小県郡青木村及び長和町並びに埴科郡坂城町

二 構造改革特別区域の名称 千曲川ワインバレー（東地区）特区

三 構造改革特別区域の範囲 上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに長野県北佐久郡立科町、小県郡青木村及び長和町並びに埴科郡坂城町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名張市
- 二 構造改革特別区域の名称 名張市リカーチャレンジ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名張市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新見市
- 二 構造改革特別区域の名称 新見A級グルメワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新見市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三次市
- 二 構造改革特別区域の名称 山紫水明の郷・三次どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三次市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））